

岩手県高校教育会館 入居者募集要項

公益財団法人岩手県高校教育会館

〒020-0883 岩手県盛岡市志家町 11 番 13 号

TEL 019-624-0863 FAX 019-624-1006

1 はじめに

当法人は岩手県の高等学校及び県立特別支援学校の関係団体が設立した公益財団法人です。当法人が行う事務室等の貸与事業は、定款に定められた公益目的事業です。

入居希望者は入居にあたり募集要項を熟読の上、所定の申請書類一式を提出してください。

入居者が、「公益社団法人」「公益財団法人」または「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人」（以下、公益法人等）である場合、入居時および入居後の賃料等において優遇制度を適用します。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 公益財団法人岩手県高校教育会館（通称 高校会館）
- (2) 所在地 岩手県盛岡市志家町11番13号
- (3) 建物の概要
- ・構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建
 - ・延床面積 1612.8㎡
 - ・施設内容 事務室（6） 地下倉庫等（1）
 - ・駐車場 20台程度（会議室等使用者と共用）
- (4) 管理 当財団法人事務局による管理は、原則として、土、日、祝日、年末年始、お盆期間を除く毎日午前9時から午後5時までです。それ以外の時間帯は入居者による自主管理となります。

3 事務室等の概要

(1) 事務室等賃料

事務室等の賃料は下記のとおりです。なお、公益法人等である場合、月額賃料の1割相当額を助成し、下記の優遇月額賃料となります。

事務室	占有面積 (㎡)	月額賃料 (税込)	優遇月額賃料 (税込)
1階事務室 (事務室・小会議室・資料室・地下倉庫)	219.980	583,770	525,393
2階事務室 1	24.000	50,160	45,144
2階事務室 2	22.320	46,750	42,075
2階事務室 3	22.620	47,410	42,669
2階事務室 4	20.280	42,350	38,115
2階事務室 5	33.940	81,180	73,062

共益費・電気料金については別途納入をお願いします。

(2) 各室共通設備内容

各事務室には、空調設備、コンセント、電話回線用モジュージャック、TV端子があります。地下倉庫にはこれら設備はありません。

(3) 共用設備

各階には共用設備として、トイレ、給湯室（給湯設備、IHクッキングヒーター）があります。

(4) 使用条件

- ① 事務室は原則として事務所としての利用に限ります。
- ② 月額賃料のほか、共用部分にかかる共益費を請求します。
- ③ 各事務室で使用した電気料金は個別メーターで計測し請求します。
- ④ 月額賃料、共益費及び電気料金は、事務局が発行する請求書により指定する期日までに納入してください。
- ⑤ 入居期間に1月未満の端数があるときの賃料は日割をもって計算します。
- ⑥ 電話回線等、入居者独自で契約するものに係る費用については、各自契約先にお支払いください。
- ⑦ 危険物、悪臭・騒音の発生や発火の危険性がある設備等は持ち込むことができません。また、室内での火気使用及び喫煙室以外での喫煙はできません。
- ⑧ 賃料不払いの他、公序良俗、法令、利用条件等に違反する行為があったときは、契約期間中であっても退去していただくことがあります。
- ⑨ 賃借権の譲渡及び転貸並びに使用及び収益を目的とする権利の設定はできません。

4 入居資格要件

入居希望者は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 入居者の実施事業が当財団法人の設立目的にふさわしいこと
- (2) 主たる活動の内容が、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 公益を害するおそれのある活動
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある活動を行う団体等及びその構成員が所属している団体等でないこと
- (4) 利用条件等を遵守できること

5 入居契約期間、契約更新及び契約解除について

入居契約期間は1年とします。また、当法人と入居者の協議の上、本契約を更新することができます。

入居者が契約期間の途中で退去する場合、退去の3ヶ月前までに契約解除を申し出ることとし、これに違反する場合は退去の申し出のあった日から起算して3ヶ月分の賃料を申し受けます。

なお、公益法人等がその資格を喪失した場合、入居契約内容（月額賃料の助成等の優遇）を変更する必要があるため、速やかにその事実を当法人へ申し出てください。申し出に遅滞があった場合、資格喪失の事実があった日まで遡り、助成金相当額を申し受けます。

6 募集期間及び提出書類

（1）募集期間

募集開始の日から3ヶ月間は、公益法人等のみ優先して募集します。

3ヶ月経過の後、契約に至らなかった事務室等について一般募集を開始します。

募集期間及び対象者の詳細は、ホームページへ随時掲載します。

（2）提出書類

入居に当たっては下記の書類を提出することになります。

- ① 入居申込書
- ② 法人登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）
- ③ 定款（任意団体は設立趣意書または規約等）
- ④ 事業概要（パンフレット等様式自由）
- ⑤ その他（当財団法人事務局が特に求めた場合）

*留意事項

- 応募にあたり提出された書類は返却いたしません。また、入居契約が締結された公益法人等の関連書類等は、当財団法人の事業の公益性の審査に関わる官公庁等の求めに応じ開示する場合があります。
- 応募書類に虚偽の記載をした場合、応募は無効となります。
- 応募書類の内容は、提出時の直近のものとしします。

7 入居審査及び決定

提出書類により入居資格等を審査の上、面接審査を行います。提出書類及び面接審査の内容を踏まえ、入居者を決定します。

同時に複数の応募があった場合は、公益法人等および実施事業の内容が当法人の設立目的に最もふさわしい事業活動を実施している者を優先して決定します。

2014年4月1日改定

2016年4月1日改定

2019年10月1日改定